

岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程

平成 21 年 3 月 31 日

市水道局管理規程第 15 号

岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成 15 年市水道局管理規程第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、岡山市水道局建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成 21 年市水道局訓令第 20 号。以下「入札参加資格要件設定要綱」という。）において使用する用語の例による。

（対象工事）

第 3 条 一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、許容価格が 250 万円を超える工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 の規定に該当する場合並びに水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

（参加資格）

第 4 条 一般競争入札に参加する者に必要な資格要件は、入札参加資格要件設定要綱に定めるところによる。

（入札の方法）

第 5 条 一般競争入札は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、管理者が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

(1) 岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 21 年市

水道局管理規程第18号)の適用を受けるもの 岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱(平成21年市水道局訓令第21号。以下「郵便入札実施要綱」という。)の規定に基づく郵便入札

(2) 前号以外のもの 岡山市水道局建設工事電子入札実施要綱(平成21年市水道局訓令第41号。以下「電子入札実施要綱」という。)の規定に基づく電子入札
(混合入札)

第6条 岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程(昭和52年市水道局管理規程第15号。以下「共同請負制度取扱規程」という。)の規定にかかわらず、工事の種類、規模等により、管理者が特に必要があると認めるときは、共同請負制度取扱規程第1条に規定する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)と同等以上の施工能力を有すると認められる単体企業と共同企業体との混合による入札をすることができるものとする。

(入札の公告)

第7条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、岡山市水道局契約規程第5条に定める公告(以下「公告」という。)をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(参加資格確認申請書等の作成)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び参加資格の確認のために必要な書類(以下「添付書類」という。)を作成しておかなければならない。

2 入札参加者が共同企業体であるときは、共同請負制度取扱規程の規定に基づく共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書を前項に規定する申請書とみなす。

3 前2項に規定する申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の書式は、公告で指定する期間内に、インターネット上の局のホームページからダウンロードするものとする。

4 管理者は、必要があると認めるときは、申請書等の作成について説明会を実施するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 対象工事の工事数量総括表，仕様書，図面及び現場説明書（以下「設計図書」という。）は，公告した日から開札日の前日までインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

2 入札参加者は，設計図書に関して質問があるときは，公告において指定する期間内に工事担当課に対し，ファクシミリにより質問することができる。

3 前項の質問があったときは，管理者は，公告において指定する日から開札日の前日まで質問内容及び当該質問に対する回答をインターネット上の局のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(設計図書の取得)

第10条 入札参加者は，前条第1項に規定する設計図書を，公告した日から入札書提出締切日時までの間に，インターネット上の局のホームページからダウンロードすることにより取得するものとする。

(入札・開札・落札者決定手続等)

第11条 一般競争入札に係る入札書の提出方法，開札手続，入札参加資格の確認方法，落札者の決定手続等については，郵便入札実施要綱又は電子入札実施要綱に定めるところによる。

(契約情報の公表)

第12条 一般競争入札に係る契約情報については，岡山市水道局契約情報公表要領第4条第2項の規定に基づき，インターネット上の局のホームページに掲載することにより一般の閲覧に供するものとする。

(入札の延期，中止，取消し)

第13条 管理者は，一般競争入札において，事故が発生したとき又は不正な行為等により公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 開札前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は，入札を中止し，開札後に有効な入札書を提出した者がいない場合は，入札を不調とするものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか，一般競争入札の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市水道局管理規程第25号）

この規程は，平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年市水道局管理規程第11号）

この規程は，平成22年4月1日から施行し，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和6年市水道局管理規程第18号）

この規程は，令和6年4月1日から施行する。